

「地域救命サポート事業」実施要領

1 目的

この要領は、尼崎市防火協会会員事業所に設置されている自動体外式除細動器（以下、「AED」という。）を周辺で発生した救命処置が必要な事案に対して使用することができる環境をつくり、地域の救命率向上を図ることを目的とした「地域救命サポート事業」（以下、「事業」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業への参加要件

事業への参加要件については、以下のとおり。

- (1) 事業所内にAEDを設置し、適切な維持管理が行われていること。
- (2) 事業所内にAED講習の受講者（AEDを取扱える者）がいること。
- (3) 周辺で発生した救命処置が必要な事案に対して、速やかにAEDを提供できること。
- (4) 事業実施により生じた費用については、参加事業所の負担とすること。

3 参加の申込み

事業への参加については、様式1「地域救命サポート事業」登録申込書に必要事項を記入し、事務局へ申込みするものとする。

4 変更等に関する連絡

事業について、要件を満たさなくなった場合、又は、登録申込書の内容に変更があった場合は、速やかに様式2「地域救命サポート事業」登録内容変更連絡表に必要事項を記入し、事務局へ送付するものとする。

5 情報の提供と公開

- (1) 参加事業所の情報（事業所名、所在地、AEDの設置場所、AEDの使用可能時間等）については、尼崎市へ提供する等して広く市民へ周知する。
- (2) 参加事業所は、AED設置事業所であることが外部から容易に分かるよう「AED設置表示板」等の表示に努めるものとする。

以上